

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分 等		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他非課税分等 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	137,490	21,068	848	666,003	804,341	21,068
社	債	3,962,043	607,806	4,197	1,044,802	5,011,042	607,806
預貯金	銀 行 預 金	2,155,974	325,252	17,550	518,825	2,692,349	325,252
	銀行以外の金融機関の預金	1,285,619	193,704	16,980	251,407	1,554,006	193,704
	その他勤務先預金等の利子	2,081,196	319,299	4,030	4,163	2,089,389	319,299
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		9,608	1,461	87	91	9,786	1,461
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等		79,613	12,175	1	277	79,891	12,175
特 定 公 社 債 等 の 利 子 等 (源 泉 徴 収 義 務 特 例 分)		1,243,932	190,474	12,552	2,984,867	4,241,351	190,474
小 計		10,955,474	1,671,238	56,246	5,470,435	16,482,154	1,671,238
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等		282,684	43,293	—	1,482	284,166	43,293
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益 の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益		348,305	68,738	—	—	348,305	68,738
割 引 債 の 償 還 差 益		5,105	791	—	—	5,105	791
計		11,591,568	1,784,060	56,246	5,471,917	17,119,730	1,784,060

調査対象等： この表は、令和5年2月から令和6年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。

2 「その他非課税分等」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて支払われたものも含まれている。

3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

4 「特定公社債等の利子等（源泉徴収義務特例分）」は、租税特別措置法第9条の3の2の規定による、支払の取扱者が所得の支払者に代わって源泉徴収を行い、国に納付する特例分である。

5 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益等に係る分離課税等）及び第41条の12の2（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分 等	合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	195,516,434	36,942,216	33,454,280	228,970,714	36,942,216
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	1,003,587	116,717	151,801	1,155,387	116,717
源泉徴収選択口座内配当等	36,553,301	5,560,193	—	36,553,301	5,560,193
計	233,073,322	42,619,126	33,606,081	266,679,402	42,619,126

調査対象等： この表は、令和５年２月から令和６年１月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) １ 「非課税分等」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われたもの、租税特別措置法第９条の８（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）及び租税特別措置法第９条の９（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する非課税分である。

２ 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調 整 所 得 金 額 等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 58,129,583	千円 8,948,549

調査対象等： 令和5年2月から令和6年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された
「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年
者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」等に基づいて作
成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 789,343,237	千円 25,562,099	千円 5,846,351,433	千円 167,657,347	千円 6,635,694,670	千円 193,219,446
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	460,830	13,843	13,023,480	252,824	13,484,311	266,668
	計	789,804,067	25,575,942	5,859,374,914	167,910,172	6,649,178,981	193,486,114
退 職 所 得		28,860,444	239,397	90,058,536	4,122,568	118,918,980	4,361,965
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	0	—	0

調査対象等： 給与等の支払者から令和6年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び令和5年2月から令和6年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び行政執行法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原 稿 料 、 作 曲 料 、 放 送 謝 金 、 講 演 料 等 の 報 酬 又 は 料 金	千円 6,549,571	千円 1,095,316
	弁 護 士 、 税 理 士 等 の 報 酬 又 は 料 金	32,537,079	3,934,817
	診 療 報 酬	22,847	2,028
	職 業 野 球 の 選 手 、 騎 手 、 外 交 員 等 の 報 酬 又 は 料 金	12,296,994	853,734
	芸 能 等 に つ い て の 出 演 、 演 出 等 報 酬 又 は 料 金	1,405,853	165,436
	バ ー 、 キ ャ バ レ ー の ホ ス テ ス 等 の 報 酬 又 は 料 金	6,361,328	363,074
	契 約 金 ・ 賞 金	1,708,184	70,624
	小 計	60,881,855	6,485,030
法 第 203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)		3,813,094	142,002
法 第 207 条 該 当 (生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金)		69,943,402	506,299
法 第 174 条 該 当 (馬 主 が 受 け る 競 馬 の 賞 金 等)		558,230	4,370
計		135,196,582	7,137,701
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		—	0

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、令和6年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び令和5年2月から令和6年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	千円 509	千円 61
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	868,875	53,417
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	1,294,861	222,917
退 職 所 得	90,415	15,485
役 務 の 報 酬	438	88
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	295,923	30,406
著作権の使用料又はその譲渡による対価	105,490	10,483
貸 付 金 の 利 子	296,600	52,608
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	188,941	36,530
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	171,545	17,515
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	845,144	131,642
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	4,158,741	571,151

調査対象等： 令和5年2月から令和6年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。